

様式第2号（第6条関係）

釧路環境指令第 号  
年 月 日

様

釧路市長 印

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった釧路市合併処理浄化槽維持管理費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

- 1 補助の目的及び対象となる事業  
釧路市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付事業
- 2 補助金額 金 円
- 3 補助金を受ける者は、補助金の請求及び受領に関する権限を浄化槽法第11条に基づく水質検査を実施した公益社団法人北海道浄化槽協会釧路検査事務所（以下「釧路検査事務所」）に委任すること。
- 4 補助金は、釧路検査事務所の請求により交付する。
- 5 補助条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
  - (2) 釧路市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱に違反したとき若しくは不正な行為がなされたときは、補助金交付の決定を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
  - (3) 浄化槽法及び関係法令を遵守すること。
- 6 前項第2号の規定により処分をするときは、その理由を明示した書面を交付するものとする。
- 7 補助を受けた者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完成の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 8 補助を受けた者であって、別に指定するものは、釧路市情報公開条例第24条の規定に基づき、経営状況を説明する文書その他の情報の公開に努めるとともに、市の求めに応じてその保有する文書を提出するものとする。